

件名：ギニアビサウにおける新型コロナウイルス感染に係る災害宣言の一か月延長

ポイント

○2月25日、ギニアビサウ政府は、新型コロナウイルス感染に係る災害宣言を、4月25日まで1か月延長しました。

○同日まで、公共の場でのマスク着用義務、ギニアビサウ入国時の陰性証明書(入国72時間前までに要取得)の提示義務、20名以上の集会の禁止などの措置が継続されます。

○今後、追加措置が発出される可能性がありますので、最新の情報入手に努めてください。また不要不急な外出を可能な限り控えていただくとともに、引き続き感染予防にご留意ください。

○引き続きギニアビサウは、感染危険情報でレベル3となっており、渡航中止が勧告されています。

本文

2月25日、ギニアビサウ政府は、新型コロナウイルス感染に係る災害宣言を、4月25日まで1か月延長しました。同日まで、公共の場でのマスク着用義務、ギニアビサウ入国時の陰性証明書(入国72時間前までに要取得)の提示義務、20名以上の集会

の禁止などの措置が継続されます。

今後、追加措置が発出される可能性がありますので、引き続き領事メールや報道等に留意していただき最新の情報入手に努めてください。

在留邦人の皆さまにおかれては、引き続きマスクの着用、うがい、手洗い、換気の励行、密を避けるなど感染予防に万全を期すとともに、邦人が新型コロナウイルスに感染した等の関連情報に接した場合には、大使館にご一報ください。

またギニアビサウは、感染症危険情報でレベル3となっており、引き続き渡航中止が勧告されています。

(参考ウェブサイト)

●外務省海外安全 HP(各国の感染状況、渡航制限措置等)

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●厚生労働省新型コロナウイルス関連サイト

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

●在セネガル大使館 HP 日本語版

https://www.sn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

【問い合わせ先】

在セネガル日本国大使館

taishikan.senegal@dk.mofa.go.jp

Tel+221-33-849-5500, Fax+221-33-849-5555 (夜間緊急 +221-77-569-8103)